

奈良県における文化財行政の歴史と近年の動向

建石 徹 (奈良県地域振興部文化資源活用課)
持田 大輔 (奈良県地域振興部文化資源活用課)

1. はじめに

奈良県における文化財保護¹⁾の歴史は、明治初年の廃仏毀釈の嵐の後に本格化した。荒廃した興福寺等の復興と公園行政が両輪となり、奈良公園が設置、整備された。これに象徴されるように、奈良県における文化財保護は、教育は無論、観光振興と常に一体あるいは連動して進められてきた。奈良県庁の文化財担当部局の変遷を辿ると、古社寺保護の流れ、公園行政の流れ、史跡等記念物保護の流れの三つの大きな流れが、国策や時勢等に従い、曲折を経て現在に至ることが理解できる。

本稿ではそれらの経緯を概観した上、先の文化財保護法と地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正等に伴う奈良県の動向と課題を整理する。

なお本稿は『奈良県政七十年史』²⁾、『奈良県教育八十年史』³⁾、『奈良県教育百年史』⁴⁾、『奈良県教育百二十年史』⁵⁾、『奈良公園史』⁶⁾、『大和百年の歩み』⁷⁾等、奈良県などから公開された文献を主に参考に構成した。また、美術工芸品、建造物の保存修理、天然記念物保護、風致保全行政に関しても本来は詳述すべきあるが、本書の性格に鑑み最小限の記述とした。

2. 奈良県における文化財行政史概説

奈良県における文化財行政の歴史を概観するため、本章では県庁文化財担当部局の変遷を整理し(図1)、そこから垣間見える国策等との連動性や奈良県独自の動向等を繙きたい。

(1) 文化財行政の萌芽—明治～昭和初期—

明治元年(1968)、王政復古の太政官布告「神仏判然令」が出された。廃仏毀釈は、南都の寺院に大打撃を与えた。特に古代以来、春日大社を鎮守とし、かつては大和一国を実質支配していた興福寺は別当以下一山約130名あまりが還俗を願うという事態に陥った。明治4年(1871)の社寺領上知令により現境内以外の所領の没収、官有化を経て、翌年には教部省により興福寺廃寺の指令が発せられる。多くの仏像、仏具や古文書が持ち出され骨董界隈を賑わせるとともに、堂宇が破壊、除却され、境内は荒廃するに至る。

全国的に寺院の荒廃が進むにつれ、その保護を目的とし、明治5年(1872)には「名所旧蹟」の伐採・破壊を禁じる通達(明治5年大蔵省達53号)、翌年には名所・旧蹟の保存と活用を目的のひとつとして公園地を制定する旨の布告(明治6年太政官布告第16号)が出された。また、明治30年(1897)、社寺の建造物、宝物等を保護する古社寺保存法が制定された。

奈良県では、廃寺となった興福寺旧境内の荒廃を嘆く地元住民有志による嘆願、保存運動を経て、同地を公園地とすることを決定、花木の植栽も進められていた。しかし明治9年(1876)には堺県に吸収され、明治13年(1880)に堺県令より内務省への上申を経て、太政官制による奈良公園が設置された⁸⁾。廃寺となった興福寺旧境内の保護を中心に、史蹟・旧蹟の保存、顕彰が明確に打ち出された。これが奈良県における文化財活用の原点といえる。

奈良県が再設置された翌年の明治21年（1888）には春日山、若草山、東大寺、手向山神社、氷室神社などの旧境内地が編入され公園地としての基盤ができあがり、明治22年（1889）には奈良県立奈良公園

として再出発した。当初は県庁庶務課地理係事務の下、奈良郡役所が管理したが、明治25年（1892）に県庁庶務課地理係に管理も移され、さらに明治27年（1894）には第五課公園係が置かれる。明治38年

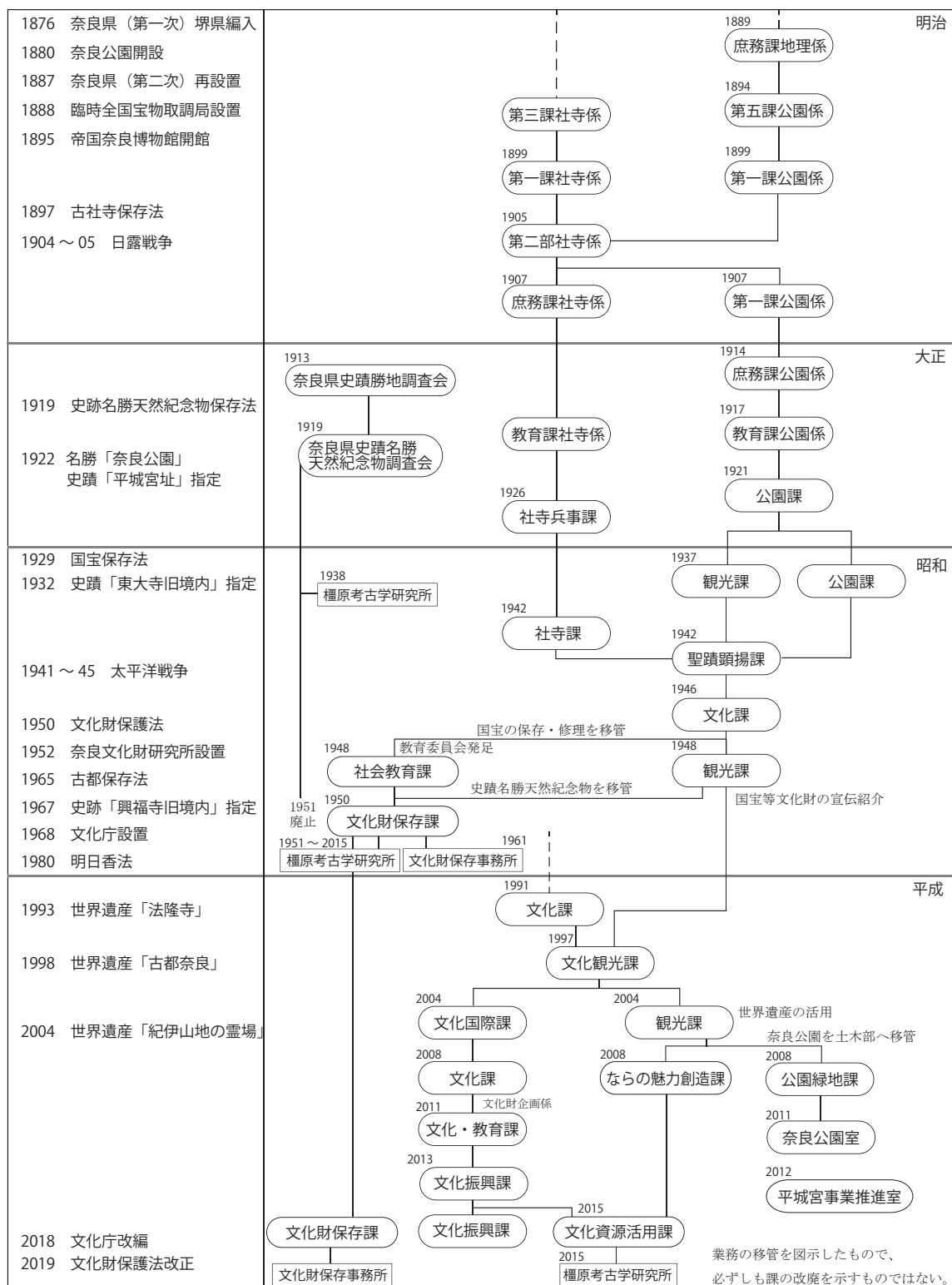


図1 奈良県における文化財担当部局の変遷

(1905)、日露戦争に係る行政縮小により第二部社寺係に名勝・旧蹟の管理を移すが、明治40年(1907)に公園係が再設置された。

東大寺、春日大社、興福寺など豊かな名勝・旧蹟に恵まれた奈良公園は奈良県にとって重要な観光資源であり、明治28年(1895)開館の帝国奈良博物館(現・奈良国立博物館)は、開館当時に月35,000名あまりの入場者を数え、また、大阪-奈良を結ぶ関西鉄道、京都-奈良を結ぶ奈良鉄道の開通により、明治25年(1892)ごろには観光客は年間100万人に至った。

奈良公園は大正11年(1922)、史蹟名勝天然紀念物保存法による名勝に指定され、大正13年(1924)に天然紀念物「春日山原始林」、昭和7年(1932)に史蹟「東大寺旧境内」がそれぞれ指定された。また、大正13年(1924)には「吉野公園」が史蹟・名勝に指定された。

奈良公園に続き、吉野公園、竜田公園など県内各所へ年々増加する観光客であったが、昭和12年(1937)には皇紀二千六百年記念事業の効果により1,000万人を超えると見込みに及んで、その対応に備えて観光課が独立する。このころ県政50年を記念して編集された『奈良縣政調査』で定義された「観光」とは、時代を反映している文言も散見されるが「観光ハ単ニ物見遊山ノ義」ではなく、奈良県が「幾多ノ貴重ナル史蹟ニ富ミ」、「団体ノ精華ト大日本文化ノ淵源トヲ理解」するためのものとしている。また、観光行政計画として県外に対する「史蹟講習会」の開催や、「国宝其ノ他ノ保存」の必要性を訴えている⁹⁾。

このように奈良県では、興福寺旧境内の保存・活用を目的とする「名所旧蹟」の地、奈良公園の設置を端緒として公園・観光行政が展開した。特に大正年間には内務部教育課に公園係と後述の社寺係が併置される時期があり、社会教育的側面から奈良公園の管理とその観光、文化財の保存修理とが密接につながり、戦前の奈良県文化財・観光行政を形成していたことは注目に値する。

公園・観光行政とは異なるもう一方の史蹟管理行政の流れとして、社寺係に連なる部局が所管した社寺建造物・宝物、古墳ほか史蹟地の保存がある。

前者の建造物の修理は、明治13年(1880)から内務省古社寺保存費の交付があり、また古社寺保存法の制定に先立つ明治28年(1895)より国庫補助・奈良県受託による法隆寺夢殿の修理が開始された。明治30年(1897)の古社寺保存法制定以降は、特別保護建造物、国宝として社寺建造物や宝物の保護、修理の国庫補助金が制度化された。

後者は、明治政府による「大日本帝国」の形成過程で捉え得る。江戸時代後期に発する陵墓の治定は明治期も継続し、明治7年(1874)に陵墓取調が開始される。同年「古墳発見ノ節届出方」(明治7年太政官布達第59号)や明治13年(1880)の「人民私有地内古墳等発見ノ節届出方」(明治13年宮内省達乙第3号)など、古墳は陵墓との関わりから保護が図られる。古墳以外の遺跡が法の保護にかかるのは、大正8年(1919)の史蹟名勝天然紀念物保存法の成立を待つことになる。社寺係は奈良県再設置以降、第三課、第一課、第二部、庶務課、教育課と存続し、大正15年(1926)に学務部社寺兵事課として独立する。社寺兵事課では、史蹟名勝天然紀念物保存法に先立つ大正2年(1913)に発足の奈良県史蹟勝地調査会(内務部長を会長とする)、大正8年(1919)に改称した奈良県史蹟名勝天然紀念物調査会の一部事務も担当した。史蹟名勝天然紀念物保存法では、開発等に伴う現状変更申請や保護措置、罰則について定めており、昭和12年(1937)、国道建設に伴う唐古遺跡の発掘、翌年の橿原神宮外苑の拡張に伴う橿原遺跡の発掘などが代表的な遺跡調査例となる。なお、この橿原遺跡の調査に伴う現場事務所が、現在の奈良県立橿原考古学研究所の起源であり、研究所の設立年を事務所設置の昭和13年(1938)に求めている。外苑整備は県を事務局とする皇紀二千六百年記念事業によるもので、このとき橿原道場(現・橿原公苑)、大和国史館(現・奈良県立橿原考古学研究所附属博物館)などが整備された。

また明治以来の「平城宮址」の保存は、官民挙げでの活動の結果、大正11年（1922）に史蹟指定を受け、翌年に奈良大極殿趾保存会事業終了式が挙行された。昭和4年（1929）には東大寺旧境内の国道拡幅問題、昭和12年（1937）には奈良公園の自動車道路開発問題など、戦前期において現代にもつながる史跡保存と開発を巡る官民交えた議論がなされていた。

（2）戦中・戦後の文化財行政

昭和16年（1941）12月の太平洋戦争開戦は、文化財保護行政にも大きな影響を及ぼした。時局柄、「観光」の名称は相応しくないとして、昭和17年（1942）に国威発揚の考えから「聖蹟顕揚課」と改称される。さらに日露戦争時と同様、不要不急事務の統合が図られ、社寺課（社寺兵事課より別れる）、公園課を吸収する。ここに、国宝や史蹟名勝天然記念物、公園管理、観光政策、さらに宗教事務まで総合的に、いわば保存と活用を行い得る課が誕生したのであるが、戦時下でもあり積極的な文化財保存・活用行政の実施は困難を極めた。空襲対策として奈良公園には防空壕が掘られ、東大寺大仏殿には擬装網が被さり、仏像等が山間部に疎開する状況下、春日山原生林の松林が松根油採集の伐採から逃れたこと、戦争末期に海軍柳本飛行場建設に伴う発掘調査が実施されたことは特筆される。また、終戦直後の昭和20年（1945）12月、史蹟名勝天然記念物調査会は、進駐軍キャンプの造成工事においても大和6号墳の発掘調査を実施し、戦中期と同様の努力を続けた。

終戦後の昭和21年（1946）、GHQによる神道指令（政教分離）を受けて聖蹟顕揚課は文化課と改称する。業務は引き続き史蹟名勝天然記念物、古社寺宝物、橿原道場、奈良公園の管理を継承した。

昭和23年（1948）、教育部に移動していた文化課は民生部に移り、戦前の観光課に復した。同年の奈良県教育委員会の発足に伴い、同社会教育課に国宝の保存・修理業務を移管する。観光課には奈良公園管理の観点から、史蹟名勝天然記念物事務はとどめ置かれた。同年、両課合同によって奈良県名所旧跡

国宝保存運動連盟が発足し、また「国宝宝くじ」を発売し、売り上げを国宝の保存修理に充てた。

昭和24年（1949）の法隆寺金堂壁画の焼損を機に文化財保護の声が高まり、翌年に議員立法として文化財保護法が制定された。これに先立ち、奈良県議会は国への保護法制定の請願を決議している。文化財保護法の制定一月前、奈良県教育委員会に文化財保存課が設置される。これは社会教育課の宝物・建造物係と、観光課にあった記念物係の史蹟名勝天然記念物業務を合わせたもので、翌年には史蹟名勝天然記念物調査会を解散し、橿原考古学研究所を県立機関として位置付けた。さらに昭和36年（1961）には建造物修理を受託する専門機関として文化財保存事務所を設置した。

なお、観光課は奈良公園管理を引き続き所管し、また「国宝等文化財の宣伝紹介」を主要業務とするなど、文化財への関わりは、戦後一貫して保ち続けていく。また、戦前以来の観光と教育との関係では、歴史学習・古美術鑑賞のメッカとして全国の小・中・高等学校の修学旅行先として成長していく。

昭和27年（1952）、史蹟「平城宮址」は文化財保護法下の特別史跡となる。この年、奈良文化財研究所（1954年、奈良国立文化財研究所）が置かれた。その後、近鉄検車庫の建設計画や国道奈良バイパス建設計画などが持ち上がり、全国的な保存運動が盛行し、京都、鎌倉などとともに、昭和40年（1965）の古都保存法制定の原動力になる。平城宮跡は保存のために指定地の全面買収へ取組むことになり、買収事務のため、昭和38年（1963）に教育委員会事務局に平城宮跡整備事務所が置かれ、昭和44年（1969）には大半の買収が完了した。全面公有化による遺跡保存は、全国に大きな影響を与えることになった。

（3）平成の文化財行政

昭和23年（1948）の教育委員会設置後の文化財保護体制は、文化財保護法に基づき保存をつかさどる文化財保存課と、奈良公園管理やその他文化財等の活用等を所管する観光課の並立で歩んできた。2000年代に入ると、その体制に変化が訪れた。

1990年代、奈良県では平成5年（1993）に「法隆寺地域の仏教建造物」、平成10年（1998）に「古都奈良の文化財」と立て続けて世界文化遺産の登録があった。いずれも、国宝等の建造物を中心とした資産構成であるが、後者には、明治より調査、保存、整備が進められてきた特別史跡平城宮跡が考古学遺跡として含まれ、また平城宮跡を舞台として、「平城遷都1300年祭」が平成22年（2010）に県主導で開催されるにおよび、関連事業や奈良公園を所管する観光課系統の役割が重要な位置を占めていく。

平成9年（1997）、企画部に属する観光課は文化課と合併し文化観光課となる。平成16年（2004）、新たに設置された観光交流局の下で観光課と文化国際課に再編される。平成18年（2006）には観光課に世界遺産活用業務があてられた。平成20年（2008）、企画部は地域振興部へ、観光交流局は文化観光局へと改称し、観光業務は観光振興課、世界遺産の活用はならの魅力創造課に、文化国際課は国際観光課と文化課とに分かれた。

戦後より観光課が所管していた奈良公園の管理は、土木部（現・県土マネジメント部）に新設された公園緑地課奈良公園係に移された。平成23年（2011）には、まちづくり推進局内に奈良公園の活用を所管する奈良公園室が設置される。平成24年（2012）には平城宮跡事業推進室も設置され、奈良公園・平城宮跡歴史公園の活用事業を行っている¹⁰⁾。

一方、文化課には文化財企画係が置かれ、世界遺産の管理と登録推進、そして「文化財の活用」が業務として明記された。平成23年（2011）に文化観光局を離れ、地域振興部文化・教育課、平成25年（2013）に文化振興課へと変遷していく。この中で、文化財企画係は存続し、さらに史料編纂・歴史展示推進係が置かれ、総合的に歴史や文化財を活用する担当課としての位置づけが明確化される。

平成27年（2015）、文化振興課から文化財企画係、史料編纂・歴史展示推進係を独立させて文化資源活用課が設置された。主な業務は文化資源の活用、世

界遺産の登録・保全・活用、史料編纂・歴史展示である。さらに、教育委員会文化財保存課から知事部局へと移管された埋蔵文化財の調査・研究機関である橿原考古学研究所とその附属博物館を主管し、文化財の活用をより具体化する方向へと進んだ。平成28年（2016）には、ならの魅力創造課から記紀万葉プロジェクト業務を引き継いだ。

以上概観してきたように、奈良県では2000年代に「文化財の活用」を軸とする県の諸施策に連動して、主に観光系統の文化担当課の再編が進められ、文化財を含む幅広の概念である「歴史文化資源」¹¹⁾の活用を主務とする文化資源活用課の成立に至る。

一方、本章で確認したように、「文化財保存」を軸とした社寺係—文化財保存課の流れとともに、「文化財の活用」という観点は明治期に遡る奈良公園の成立と管理、その派生としての観光行政や社会教育行政と連綿と引き継がれてきていることが明らかである。ここに奈良県行政の文化財保護の特徴が表れているといえる。

3. 奈良県における近年の動向と課題

本章では、先の文化財保護法と地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地教行法」という）の改正等に伴う奈良県（奈良県および奈良県教育委員会）の動向と今後の課題を整理する。

（1）政府等の動向

平成30年（2018）6月、「過疎化・少子高齢化等を背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る」こと等を目的として、文化財保護法と地教行法の改正案が国会で可決された（施行期日は平成31年（2019）4月1日）。

文化財保護法の改正では、

- ・地域における文化財の総合的な保存・活用
- ・個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制

度の見直し

- ・地方における文化財保護行政に係る制度の見直し
- ・罰則の見直し

等が謳われ、改正がなされた。これに伴い衆参両院において、「保存と活用の均衡がとれたものとなるよう、十分に留意すること」とする付帯決議が採択された。

地教行法の改正は次の通り。地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされているが、条例により地方公共団体の長が担当できるようにする（地教行法第23条第1項）。これと文化財保護法改正が連動し、地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、当該地方公共団体には地方文化財保護審議会を必置とすることとされた（文化財保護法第195条第1項）。

政府では平成26年（2014）度より、地方公共団体への事務・権限の移譲や地方に対する規制緩和に関し、地方公共団体からの提案を募集し、各提案に係る検討が図られてきた。平成29年（2017）度の提案募集の際、鳥取県・山口県・徳島県・大分県より、「文化財保護に関する事務の所管」について、教育委員会と首長部局の選択性を可能とする制度改正を求める提案がなされた。

この動向に関しては、平成25年（2013）度の文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」において、基本的な方針が示されている。すなわち、「どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の4つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するかという観点から制度設計を行うべき」とされ、4つの要請として、

- ・専門的・技術的判断の確保
- ・政治的中立性、継続性・安定性の確保
- ・開発行為との均衡
- ・学校教育や社会教育との連携

が挙げられ、これらの要請に対応できる仕組みを検討することが必須とされた。

これを前提に、現行（法改正前）では、教育委員会と首長の協議により、教育委員会が所管する事務の一部を、首長部局に委任もしくは補助執行させることができることとなっている（地方自治法第180条第7項）。

文化財保護に関する事務について、首長部局への事務委任・補助執行をおこなっている教育委員会の数は、事務委任が都道府県（1）、政令指定都市（1）、中核市（2）、その他市区町村（12）、補助執行が都道府県（3）、政令指定都市（11）、中核市（12）、その他市区町村（69）（いずれも平成29年（2017）度。文化審議会企画調査会の調査による）。この中には、主な業務は教育委員会に置き、一部の事務（予算・人事等）のみ事務委任・補助執行している場合と、文化財指定等の重要業務を教育委員会として、他の業務は首長部局に文化財担当部局を設けて実施している場合があるようだ。

（2）奈良県の動向と課題

1）奈良県の動向

奈良県では現在、文化財の保存に係る事務は主に教育委員会の文化財保存課が、文化財を含む文化資源の活用に係る事務は主に知事部局（地域振興部）の文化資源活用課が担当し、連携している¹²⁾。

奈良県では、平成29年（2017）3月、歴史文化資源活用に力点を置いた『奈良県文化振興大綱』を策定した。また平成33年（2021）度に開園が予定されている文化財修理を中心事業とする「（仮称）奈良県国際芸術家村」の開設を踏まえて、これからの文化財保護体系を検討する必要性から、平成29年（2017）度、教育委員会に「これからの文化財保護体系検討会議」を設置した¹³⁾。

このような取組を踏まえ、そして当然、政府による文化財保護法等の改正に向けた一連の動向を踏まえ、奈良県では、文化審議会文化財分科会企画調査会による「中間まとめ」（平成29年（2017）8月31日）に対するパブリックコメントを地域振興部文化資源活用課・教育委員会文化財保存課の連名で提出し、また、荒井正吾知事が中央教育審議会（地方文化財

行政に関する特別部会 平成29年(2017)10月18日)において「文化財の保存と活用を地域振興のための車の両輪に」と題する報告をおこなった。荒井知事の報告では、奈良県の文化資源活用に関する取組、文化財の保存と活用に関する奈良県の考え、当該「中間まとめ」に対する奈良県の意見等が示された。「中間まとめ」に対する奈良県の意見では、都道府県の役割に関する事項、地方公共団体における文化財保護事務の所管(首長部局への移管)に関する事項、美術工芸品の公開におけるいわゆる「60日ルール」に関する事項に対する意見等が強調された。この報告が、文化財保護法および地教行法や関連要項の改正、改訂¹⁴⁾に上記三つの事項等が盛り込まれる決定打となった。

2) 奈良県の課題

近年の政府等の動向に連動する形で、あるいはその先手を打ち、むしろ政府の動向に影響を与えることもあった奈良県の取組にも課題は多々ある。最後に奈良県が抱える直近の課題を整理して本稿を終えたい。

①「これからの文化財保護体系」の完成

『奈良県文化振興大綱』は、歴史文化資源活用分野(主に地域振興部文化資源活用課が所管)と芸術文化振興分野(主に地域振興部文化振興課が所管)において推進すべき事項がまとめられた。

これと補完しあうべく、文化財保存分野(主に教育委員会文化財保存課が所管)の体系化を目指し、2017年度に教育委員会に「これからの文化財保護体系検討会議」が設置され、平成29年(2017)度末には『これからの文化財保護体系』の素案¹⁵⁾がまとめられた。この中では、

- ・文化財の保存と活用の一体性
- ・文化財の把握の必要性
- ・修復の透明化・標準化
- ・人材育成・地域づくり
- ・財源確保・持続性

等が重要な課題として示された。

平成30年(2018)度、この会議は教育委員会の付

属機関に格上げされ、現在、体系の完成に向けた検討が進められている(体系は平成31年(2019)度中に完成する予定)。無論、「大綱」や「体系」はそれらを完成することが目的ではなく、それをよりどころとして、より良い施策を実施する事こそが、本来の目的であることを自らの備忘としてあらためて確認しておきたい。

②文化財保護事務の所管(首長部局への移管)について

中央教育審議会(地方文化財行政に関する特別部会)における荒井知事の報告の中では「(首長部局に事務委任や補助執行することができるにとどまる現状のまま)「中間まとめ」が指向するように保存と活用を文化財保護の重要な柱として位置づけていくこととなれば、首長部局で文化財の活用を主導している現状について法令上の位置づけがかえって曖昧になりかねないことから、知事部局には車の一輪しかないようなことにならないよう、法令上の明確化を必ず行うべき。」「保存と活用を文化財保護の重要な柱として一体的に位置づけていくのであれば、この際、地域の選択で首長部局も文化財保護を担当できることとする法令改正を、今後の検討事項として先送りすることなく、今回の文化財保護法見直しにあわせて優先的に措置すべき。」等の提案がなされた。繰り返しになるが、これが先の文化財保護法と地教行法の改正において本件が盛り込まれる決定打ともなった。

先の文化財保護法と地教行法の改正を受け、奈良県では平成31年(2019)4月を目処として、文化財保存課を教育委員会から知事部局に移管する準備を進めている。

奈良県では地域振興部文化振興課、同部文化資源活用課、教育委員会文化財保存課は事案により折々に連携しながら県政における文化行政を担ってきたが、文化財保存課が知事部局に移管されることにより、一層の連携が図られることが期待できる。この際、文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」において示さ

れた4つの要請（1. 専門的・技術的判断の確保
2. 政治的中立性、継続性・安定性の確保 3. 開発行為との均衡 4. 学校教育や社会教育との連携）を十分に勘案し、担保することが必須となることは言うまでもない。

4. おわりに

奈良県における文化財保護は明治期より、教育は無論、観光振興と常に一体あるいは連動して進められてきた。他県の動向の調査は今後の課題としたいが、おそらくこれは他県の文化財行政の歴史と比べた際の奈良県の大きな特徴である可能性が高い。

政府や他の都道府県の動向と同様、奈良県における文化財行政は現在、「保存と活用」の塩梅に係る大きな転換、改革の渦中にあるが、しっかりした保存を前提に活用の方策が検討されるべきであることは、将来にわたり不変である。先の文化財保護法や地教行法の改正等の動向に重々に目を配りつつ、奈良県の文化財行政の歴史や特性を十分に活かした「奈良県文化財行政モデル」とでもいうべき展開を模索していきたい。

【註】

- 1) 本稿では文化財保護法の理念に鑑み、文化財の保存と活用をあわせた語として「文化財保護」を用いる場合がある。
- 2) 奈良県編 1962『奈良県政七十年史』奈良県
- 3) 奈良県教育委員会編 1957『奈良県教育八十年史』奈良県教育委員会
- 4) 奈良県教育委員会編 1974『奈良県教育百年史』奈良県教育委員会
- 5) 奈良県教育百二十年史編さん委員会 1995『奈良県教育百二十年史』奈良県教育委員会
- 6) 奈良公園史編集委員会 1982『奈良公園史』奈良県
- 7) 大和タイムス社 1971『大和百年の歩み 文化編』大和タイムス社
- 8) 内務卿伊藤博文宛の上申は明治12年（1879）5月30日付。「公園地之義ニ付伺 当県下大和国奈良興福寺旧境内及ヒ猿沢池近傍之義ハ千古之堂宇存在シ名勝旧蹟不尠（中略）木石草花ヲ栽植シ追々体裁相立候中、同県（奈良県）被廢、土地処分方其儘当県へ引継相成候処、（後略）」とある（『奈良公園史』）。
- 9) 奈良県1937『奈良縣政調査』。「第十一章 観光」の

うち「第一節 奈良縣に於ける観光の特異性」および「第二節 観光行政計画」。

- 10) 奈良公園室とは別に、現地事務所として県土マネジメント部に奈良公園事務所が置かれ、公園内の整備・維持管理を担当している。
- 11) 奈良県地域振興部文化振興課 2017『奈良県文化振興大綱』。奈良県では「歴史文化資源」を「過去の人々の営みに関わる領域の文化資源」「文化財に代表される「現場・現物」及び文献の記載内容、伝承、人物情報などに代表される「抽象概念」の両方を含む」として定義している。
- 12) 奈良県には上記2課以外に、主に芸術文化の振興等を担当する地域振興部文化振興課がある。これら3課や、また必要に応じて他部局とも連携して文化行政を実施している。
- 13) 「これからの文化財保護体系検討会議」の委員は次の通り（敬称略。肩書は発足時のもの）。青柳正規（奈良県文化政策顧問）、鈴木嘉吉（日本建築史研究者）、根立研介（京都大学教授）、菅谷文則（奈良県立橿原考古学研究所長）、小林真理（東京大学教授）、中野聖子（NPO法人ならの燈花会の会長）、松本伸之（奈良国立博物館長）、宮廻正明（東京芸術大学教授）。
- 14) いわゆる「60日ルール」とは、文化財保護法第53条に基づき、重要文化財（美術工芸品）等の所有者および管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財等を公衆の観覧に供しようとする場合（重要文化財等の移動を伴うものに限る）に、適切な取り扱いをおこなうべき事項や留意すべき事項を示した「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」（1996年 文化庁長官裁定）の一部をなすもので、
 - ・原則として公開回数は年間2回以内、公開日数は延べ60日以内
 - ・たい色や材質の劣化の危険性が高いものの公開日数は30日以内
 - ・き損の程度が著しいものは、抜本的な修理が行われるまで公開をしない等が示されてきた。近年の展示設備等の技術的な進歩や公開ニーズの多様化等を踏まえて、文化審議会文化財分科会企画調査会のもとに「これからの国宝・重要文化財（美術工芸品）等の保存と活用の在り方等に関するワーキンググループ」が設置。多角的な議論がなされて、この取扱要項が改訂された（平成30年（2018）1月29日）。
- 15) 奈良県教育委員会 2018『これからの文化財保護体系素案』奈良県教育委員会